

## 1 インテリジェンス法の要点

**インテリジェンス法は、民主主義、自由、  
人権を守るための情報活動の基盤を整える**

- 日本で初めて「インテリジェンス」や「民主的統制」を法に明記
- 体制整備の方向性を示すプログラム法であるとともに、この分野の全体像を示す基本法的性格を持つ。

### ※他党の考え方との差

国家インテリジェンスは、外務や防衛から独立すべきものであり、外務大臣等の担当としない。

政治的中立を保障することで、  
エビデンスの客観性を担保する。(法7条)

防諜のみならず、インテリジェンス全体の態勢整備により、  
国民を守る。(法2条)

→日本の民主主義を守るための包括的な構想を描く

2

## インテリジェンスの 本質と定義

国と国民を守るための「政策決定のエビデンス」を  
創り出すことこそ本質(法2条)

---

※「スパイ防止」は数ある手段の一。

---

スパイ防止は「立派な家の鍵」であり重要だが、  
これのみで国民と国を守れない。

インテリジェンスは

「頑丈な塀や屋根、窓」も含む「家全体」。

サイバー攻撃や世論攪乱など

さまざまな脅威から国民と国を守る。

## 3 法案の全体像と特徴

### 民主的統制(法7条):

国民の信頼なくしてインテリジェンスなし  
白書など国会への報告を行い、国民がチェックできる環境を整える

### 政治的中立性(法7条)

政策部門と分離し、政策のエビデンスの客観性を担保  
インテリジェンス機関の忠誠の対象は、時の政権ではなく「憲法秩序と国民」  
政治的圧力から距離を置く独立行政委員会の下で管理

### 透明化(法6条)

偽情報を含む外国からの影響力工作を「見える化」し、民主主義の根幹を守る

### 関係者の保護(法8、9条)

現場で危険を冒す人々を守ることは国の責務  
セーフハウスの確保やセカンドキャリア支援、手法の拡充などにより、積極的に保護する  
cf. アステラス製薬社員の拘束

### 教訓を生かす(第8、10、11、12条)

北朝鮮による拉致や大川原化工機冤罪事件などの失敗を検証し、  
国民に説明し、自己改革を続ける組織をつくる  
cf. 英国「バトラー報告書」(イラクの「大量破壊兵器保有」に関するインテリジェンスの失敗を検証)

### ※議論の三本柱を体現する法案

- 国民の自由と人権の尊重
- 国家の存立と主権の擁護
- インテリジェンス関係者の保護

## 4 目指す未来

**この法律が目指すのは、罰則で縛る社会ではなく、  
信頼と強靱さを持った社会**

- 成熟した市民社会: 外国の干渉を「見える化」し、  
国民が自ら判断できる健全な民主主義の基盤をつくる
- 自己改革を続ける組織: 検証と調査研究を通じて進化し続ける
- 信頼される政府: 透明性を高め、  
国民の理解と信頼を得る努力を続ける。

**過去の悲劇の教訓を踏まえ、対症療法でなく根本治療を**

### 大川原化工機冤罪事件

執行機関の専門知識の欠如により、無実の罪が捏造されました。  
「盾」が国民を閉じ込める「檻」と化した象徴的な事例

### 北朝鮮による拉致

警察は情報を収集していたものの、  
国民・政治の理解を得られず、防止できなかった。  
これらの問題は罰則強化で解決できない。

組織体制や組織文化や民主的統制、政治的中立を含む構造改革が急務